

# | 鳥取県公報

平成28年11月30日(水) 号外第108号

毎週火·金曜日発行

			目	次
_	Ar	frai		
$\Diamond$	条		鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に	
			議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部	86を改正する条例
			(53) (議会事務局議事・法務政策課)・・・・・・	
1				

## <del>-----</del>公布された条例のあらまし<del>----</del>

- ◇鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当 の額の特例に関する条例の一部改正について
- 1 条例の改正理由

県議会議員の議員報酬及び期末手当の支給割合を知事等の改正に準じて改める。

- 2 条例の概要
  - (1) 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正
    - ア 議員報酬の改正

議員報酬の額を次のとおり引き上げる。

		改正後	改正前
1	議長	951,000円	941,000円
2	副議長	830,000円	821,000円
3	議員(①及び②を除く。)	774,000円	766,000円

### イ 期末手当の改正

議員の期末手当の支給割合について、6月分は100分の132.5 (現行 100分の135) と、12月分は100分 の136.5 (現行 100分の144) とする。ただし、平成28年12月分は、100分の134とする。

- (2) 鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正 議員報酬の額の特例について、(1)アに伴う所要の改正を行う。
- (3) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成29年1月1日とする一部を除き、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第53号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び鳥取県議会議員の議員報酬及び期末 手当の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(議員報酬の額)	(議員報酬の額)
第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の	第2条 議会の議員の受ける議員報酬の額は、次の
各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と	各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と
する。	する。
(1) 議長 月額 <u>951,000円</u>	(1) 議長 月額 <u>941,000円</u>
(2) 副議長 月額 <u>830,000円</u>	(2) 副議長 月額 <u>821,000円</u>
(3) 議員(前2号に掲げる者を除く。) 月額	(3) 議員(前2号に掲げる者を除く。) 月額
774, 000円	766, 000円
(期末手当)	(期末手当)
第3条 略	第3条 略
2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分	2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分

2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の134を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては100分の144を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」という。)におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前	
(期末手当)	(期末手当)	
第3条 略	第3条 略	
2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分	2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分	
の145に相当する額に、6月に支給する場合におい	の145に相当する額に、6月に支給する場合におい	

ては100分の132.5、12月に支給する場合において は100分の136.5を乗じて得た額に、6月1日又は 12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」 という。) におけるその者の在職期間の区分に応 じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県 条例第3号) 第16条の4第2項の表に定める割合 を乗じて得た額とする。

ては100分の135、12月に支給する場合において は<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は 12月1日以前6月以内の期間(以下「対象期間」 という。) におけるその者の在職期間の区分に応 じて、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県 条例第3号) 第16条の4第2項の表に定める割合 を乗じて得た額とする。

(鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第5号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

[	1	
改正後	改正前	
(議員報酬の額の特例)	(議員報酬の額の特例)	
第2条 鳥取県議会議員の受ける議員報酬の月額	第2条 鳥取県議会議員の受ける議員報酬の月額	
は、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費	は、鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費	
用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47	用弁償に関する条例(平成19年鳥取県条例第47	
号) 第2条の規定にかかわらず、次に掲げるとお	号) 第2条の規定にかかわらず、次に掲げるとお	
りとする。	りとする。	
(1) 議長 $951,000$ 円 $\times$ (1-0.07) = $884,430$	(1) 議長 $941,000 \text{ P} \times (1-0.07) = 875,130$	
<u> </u>	<u>円</u>	
(2) 副議長 <u>830,000円</u> × (1-0.06) = $\underline{780,200}$	(2) 副議長 821,000円× (1-0.06) = $771,740$	
<u> </u>	<u>円</u>	
(3) 議員 $774,000$ 円 $\times$ (1-0.05) = $735,300$	(3) 議員 $766,000$ 円 $\times$ (1-0.05) = $727,700$	
<u> </u>	<u>円</u>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(以下「改正 後条例」という。) 第2条の規定及び第3条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬及び期末手当の 額の特例に関する条例(以下「改正後特例条例」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後条例及び改正後特例条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥取県議会 議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第3条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員 報酬及び期末手当の額の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例及び改正後特例条 例の規定による給与の内払とみなす。